

入札保証金免除申請書

平成 年 月 日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 あて

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

平成 年度貴組合の入札に参加するにあたり、下記の理由により入札保証金を免除してくださるよう申請いたします。

記

- 1 過去2か年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した。

業種	契約件名	契約金額	履行年月日	発注機関

(注意)

- ① 指名競争入札参加資格申請の際に希望した業種ごとに、土木・建築・舗装・測量等それぞれ2件以上記載すること。
 - ② 契約件名は、工事等の履行が免除申請までに完了しているものを記載すること。
 - ③ 件名ごとに契約書の写しを添付すること。なお、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と契約を締結したものは契約書の写しの添付を省略することができる。なお、「坂戸市」、「鶴ヶ島市」、「坂戸、鶴ヶ島水道企業団」、「坂戸・鶴ヶ島消防組合」、「坂戸地区衛生組合」との契約については、契約書の写しが必要です。
- 2 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結している。

No.	入札保証保険契約をした工事・業務等の名称	入札日
1		
2		
3		
4		

(注意)

- ① 上記2の理由により入札保証金の免除申請をする場合は、入札保証保険証券を添付すること。ただし、保険証券が申請までに間に合わない場合は、入札保証保険契約の締結を証明する書類の写しを添付すること。この場合、入札保証保険証券は入札当日までに提出すること。
- ② 入札保証保険金額は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則に基づき、見積金額（入札書に記載する金額に8%を加えた額）の5%以上とする。入札した金額と入札保証保険の保証額が整合しない場合は、その入札を無効とする場合がある。

3 入札保証金を納付する場合

- (1) 保証金は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則に基づき、見積金額（入札書に記載する金額に8%を加えた額）の5%以上とする。入札保証金が所定の率に達しない者がした入札は、その入札を無効とする場合がある。
- (2) 入札保証金は、入札当日（入札開始まで）に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の総務課で納付し、納付書を受付に提出すること。
- (3) 次に掲げる担保を提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。
 - ① 国債又は地方債の債券（無記名式に限る）
 - ② 鉄道債券その他の政府の保証のある債券（無記名式に限る）
 - ③ 銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形
 - ④ 銀行等に対する定期預金債券（質権を設定し、債務者である銀行等の承認を証する確定日付のある書面を併せて提出した場合に限る）

※なお、上記でいう「銀行等」とは、銀行又は、管理者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。

4 その他

- (1) 1の理由により免除申請をした者については、申請日直後の5月31日までの間、免除申請をした業種につき、入札保証金を免除する。（一般競争入札に参加する場合を除く。）
- (2) 2の理由により免除申請をした者については、入札保証保険契約を締結した工事・業務等ごとに免除する。